

会 議 録

新庄市教育委員会

開催月日	令和8年2月20日(金)
開催場所	新庄市役所 301・302 会議室
出席委員	津田浩教育長、栗田正人委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員、小野智絵委員
欠席委員	なし
出席課長	伊藤リカ教育次長兼教育総務課長、大町淳学校教育課長、岸聡社会教育課長
欠席課長	なし
議 事 の 大 要	

午前9時30分より、教育長のあいさつで、2月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

津田浩教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期を2月20日、1日とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が奥山京子委員と小野智絵委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和8年1月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

なし

6. 議事

議案第2号 新庄市民プラザ大規模改修工事の内 空調設備工事請負契約について

議案第3号 新庄市民プラザ大規模改修工事の内 電気設備工事請負契約について

議案第4号 令和8年度当初予算の要求について

議案第5号 令和7年度3月補正予算の要求について

議案第6号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(教育長) 議案第2号「新庄市民プラザ大規模改修工事の内 空調設備工事請負契約について」、議案第3号「新庄市民プラザ大規模改修工事の内 電気設備工事請負契約について」、どちらも社会教育課の案件ですので、続けて提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 2 号、議案第 3 号につきまして、いずれも新庄市民プラザ大規模改修工事に係る工事の請負契約でございますので、一括してご説明申し上げます。本案につきましては、一般競争入札に付しました工事に関する請負契約を締結するために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により市議会の議決を求めるため提案するものでございます。契約の内容につきまして、工事名といたしましては新庄市民プラザ大規模改修工事の内 空調設備工事及び新庄市民プラザ大規模改修工事の内 電気設備工事となっております。工期につきましてはいずれの工事も議会の議決を得た日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日であります。議会の議決を得た日につきましては、慣例により議会の初日に審議されることとなっており、この度は 3 月 4 日開会となっておりますので、議決となりましたら 3 月 5 日の日付が入ることになります。契約金額及び契約の相手方につきまして、空調設備工事は契約金額 4 億 2,350 万円、契約の相手方は黒沢建設工業株式会社新庄営業所、電気設備工事は契約金額 1 億 7,215 万円、契約の相手方は有限会社メイコウデンキでございます。工事の内容は、主にプラザの空調設備の工事、空調設備の更新及び照明器具の LED 化になってございます。

(教育長) ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 2 号「新庄市民プラザ大規模改修工事の内 空調設備工事請負契約について」及び議案第 3 号「新庄市民プラザ大規模改修工事の内 電気設備工事請負契約について」は、提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 4 号「令和 8 年度当初予算の要求について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 4 号「令和 8 年度当初予算の要求について」ご説明します。歳入の合計といたしまして、6 億 2,939 万 4 千円となりまして、令和 7 年度に対して 1 億 4,543 万 8 千円の増になります。歳入が増えた要因といたしましては、16 款 2 項 7 目の教育費県補助金、22 款 1 項 5 目の教育債を利用した事業が割合的に多くなっているということが挙げられます。続いて、歳出について、合計は 22 億 904 万 1 千円。令和 7 年度と比較しまして、1 億 3,044 万 2 千円の減となっております。こちらについては、10 款 2 項 2 目教育振興費の小学校、10 款 3 項 2 目教育振興費の中学校、10 款 4 項 2 目教育振興費の義務教育学校で大きく減額されております。これは ICT 振興事業ということで今年度 1 人 1 台のタブレットの更新が完了しましたので、それにかかった費用について大きく減額となっております。以上です。

(教育長) ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 4 号「令和 8 年度当初予算の要求について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 続いて、議案第 5 号「令和 7 年度 3 月補正予算の要求について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 5 号について、はじめに教育費全体についてご説明します。歳入について、補正前の額が 9 億 4,127 万 7 千円、補正要求額が 9,945 万 3 千円で、予算の合計は 10 億 4,073 万円となります。歳出について、補正前の額が 22 億 3,396 万 9 千円、補正要求額が 7,808 万 7 千円となりまして、予算の合計は 23 億 1,205 万 6 千円となります。次に、各課の要求内容について、教育総務課の予算について引き続きご説明させていただきます。まず、歳入につきまして、1 億 1,232 万円を要求しております。こちらにつきましては、主に学校の体育館にエアコンを設置するため、活用できる交付金等の歳入を増やしたという形になっております。歳出について、補正の要求額といたしましては 9,632 万 5 千円となっております。こちらは中学校の体育館エアコン設置を 3 月補正で要求しており、あとは各事業について執行したところ、予算よりも少なくなったために減額している部分等がありまして、このような補正の内容となっております。以上です。

(学校教育課長) 学校教育課の要求内容についてご説明いたします。歳入はございません。歳出といたしまして、149 万 3 千円の減額とさせていただいております。これにつきましては、会計年度任用職員報酬であり、ALT が 12 月末で退職したことに伴い不要となったもの、また、会計年度任用職員の中で今年度新規採用である方がいることで予算よりも少なく済んでいるという部分での減額でございます。

(社会教育課長) 社会教育課の要求内容についてご説明いたします。はじめに歳入について、1,286 万 7 千円の減となっております。こちらにつきましては、これから説明いたします歳出の財源となっておりますので、それに合わせた形での減額となっております。次に、歳出について、市民プラザや図書館等の指定管理料の調整が大きな 1 つの項目となっております。内容といたしましては、光熱水費や除雪に係る費用についての増額でございます。また、市立図書館や雪の里情報館、わくわく新庄、体育施設等については工事費の契約金額が確定しておりますので、決算予定額に合わせた減額となっております。その他決算見込み額合わせた増減を行い、トータルとしては 1,674 万 5 千円の減となっております。以上です。

(教育長) ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 5 号「令和 7 年度 3 月補正予算の要求について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 6 号「令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長)議案第6号について、事務事業評価に関する資料をお配りしておりますが、今回の有識者会議で話し合われた内容をご説明します。有識者委員会の日時は2月2日月曜日、委員6人全員にご出席いただきました。事前に委員へアンケートを実施し、放課後子ども教室推進事業、情報教育推進事業、小中一貫教育推進事業の3事業を選ばせていただきました。審議の内容については、資料にいただいた意見を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、皆さんから質問や意見をいただき、結果としては事業の継続をお願いしたいという意見をいただいたところです。以上です。

(教育長) ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

(委員) 放課後子ども教室推進事業に関わって、有識者委員会の中でも質問があったようですが、学校施設の利用について、学校に放課後子ども教室を設けるメリットの1つとして、学校の施設を授業等で使用していないときに体育館等を使えるのではないかとということが挙げられます。現在、体育館等を放課後子ども教室の子ども達が使っている状況があるのかどうか、また、もしなかなか使えないという状況であれば、学校と相談しながら子ども達が少しでも使える状況に持っていくことはできないかと思っているのですがいかがでしょうか。

(社会教育課長) 有識者委員会の場でも答えさせていただいたのですが、放課後子ども教室で学校の施設を使えていないということはありません。運営委員会の中には、当該校の校長先生も入っていただいておりますので、そちらについては問題ございません。委員会で出てきた意見としましては、放課後子ども教室の事業での使用ではなく、地域の方々が学校を使いたいときに使えない場合があったため、貸していただけないかというようなご要望が主な内容になっております。事業が滞っているという状況はなく、学校施設は活用ができています。

(委員) 体育館などで放課後子ども教室の子ども達が遊んでいるという場面もあるということでしょうか。

(社会教育課長) 不定期に遊ぶという形になりますと、放課後子ども教室とはまた少し違うのかと思いますが、放課後子ども教室においては、様々な地域の方々と学校の教室や体育館、地区の公園など、色々な場所で事業を展開しており、軽スポーツを行う場合には体育館を使用しております。

(委員) 私も放課後子ども教室のサポートをしていて、軽スポーツをするときには萩野学園の体育館を使わせていただいています。少し焦点がずれてしまうのですが、学童の子達がすごく狭いところで遊んでいて、学童の子たちこそ体育館などの学校施設が使えると良いなと思うことがあります。学童の時間は部活もやっているのでも、グラウンドや体育館の使用は難しいのではないかとと思うのですが、なにか良い方法があればと思いました。

(学校教育課長) 以前、明倫学園に勤務しましたので、そのときのことをお話申し上げますと、明倫学園にも明倫学童が併設されており、部活動のない月曜日につきましては明倫学童や学区内にある他の民間の学童から体育館を借りたいと申請をいただき、使用していただいていたと思います。もともと沼田小

学校の体育館を学童で曜日を決めて使っていたということもございましたので、以前はそのような対応をしておりました。

(委員) 萩野の学童も申請すれば使わせてもらえるかもしれないということでしょうか。

(学校教育課長) 学校体育館の施設としての使用については、学校の授業等に支障がない限り、学校にご相談いただくと使用の可否を学校長が判断し、教育委員会に申請いただき使用を許可するという流れになりますので、実際に使用ができるか申し上げることはできませんが、学校へご相談いただくことは可能ですので、ご検討いただければと思います。

(委員) 2番目の情報教育推進事業につきまして、タブレットの交換時期ということで、タブレットやなどのIT機器関連というのは子ども達にとってこれからなくてはならないツールの1つで非常に重要な物だと思いますが、資料に書いてあるとおり、情報モラルの不足で犯罪に巻き込まれる事案も多々聞いていますので、子ども達にそういった判断基準を持ってもらうための指導もすごく重要なのではないかと考えております。そこで、発展に合わせて段階的に機器類のフィルタリング機能を上げられるというようなものがついてるとなおいのではないかとと思ひまして、フィルタリング機能は今どのようなものになっているか伺いたいです。

(学校教育課長) 私の方から情報モラルについてのお話をさせていただければと思います。教育委員会協議会においても、SNSに絡むトラブルについては報告しておりますが、今まで中学生や高校生の間で起こっていた問題が、小学生の間でも起きてきているような現状がございます。そのようななかで、各学校においては「人権」という人権教育に関わる基本的なところについて、教科領域のなかで子ども達に繰り返し指導していただいております。また、情報モラルのなかで、SNSに特化した部分においては、学校だけではなく他の関係機関等から直接ご説明ご指導いただく機会を増やしていくことも大事だろうと思っておりますので、学校の教育活動のなかに学校側が指導する場面と専門的な関係機関の方からの指導をあわせて行っていきたいと思っております。あわせて、保護者への情報提供や注意喚起、研修という形での情報発信も必要かと思っておりますのでそれ行っているところです。

(教育次長兼教育総務課長) フィルタリング機能について、一定のものを導入しておりますが、子ども達を取り巻く状況は私たちの時代とは違っていろいろな情報が溢れているということもございませぬので、状況を見ながら検討が必要であれば子ども達の安全という点について考えていかなければいけないと考えております。

(教育長) 基本的には1人1台端末はWi-Fi環境がある場所であれば外部につながりことも可能となっておりますが、SNSに特化したアプリを勝手に入れることはできないようになっております。SNS絡みの問題が発生しているのは、主に個人の所有しているスマートフォン等の使用によるものです。近年では小学生でもスマートフォンを持っており、市で貸与している1人1台端末ではなく個人の所有物を使用している問題が主となっている状況のようではありますが、いずれにしてもSNSで様々な問題が全国的に起こっていますし、いじめの動画の拡散などにおいては1度消えても再びアップロードされて見ることができるようになることもあり、デジタルタトゥーとして残ってしまう事案も見られますの

で、そういったものが犯罪だという意識を子ども達にも保護者にも持ってもらうことが必要になっていきます。学校と警察の連絡会の様な会があり、警察の方からお話を聞くと、SNS で様々な問題があって子どもと保護者を呼んで指導をすると、保護者が「子どもは言うことを聞かなくて手に負えないという理由でほったらかしにしている」という面が多々あるということに危機感を覚えているようでございました。やはり保護者を巻き込んだ SNS 対策ということをこれからしていかなければならないと確かに思っているところであります。やはり我々は学校でしか子どもと関わることでできませんので、それ以外のところは保護者の責任でということを各学校から保護者に話してもらうということをしていかなければならないと考えております。警察或いは様々な団体から研修の講師として来ていただいて、PTA 総会のときにお話いただくとか、或いは保護者の研修会をするということをしていく必要があると思っておりますので、対策を今後も進めていきたいと思っております。

(教育長) ほかにご質問、ご意見などございますか。

(委員) 学習障害のなかの書字障害を持つ子どもについて、ひらがなの書字障害を持つ子どもが 1.4%ほど、漢字になると 4%ほどいるということが統計として出ています。私も書字障害の傾向がありまして、小学校低学年のときには 3 年生ぐらいまで毎日居残りして字の練習をしたのですが、練習をしたくらいでは書字障害は直りません。その子ども達にタブレットを活用して授業している学校があると聞きました。高館中学校なのですが、その生徒は書字障害ということで、常時タブレットで授業に臨むそうです。黒板を写し撮って、その写し撮った黒板の画面にタブレットで文字を書くということをやっているようで、また、この子の場合は定期試験もタブレットで受験することが認められていて、その子は高校入試もタブレットで受験し、進学をしたようです。1.4%ほどそのような子どもがいるとすれば、新庄市の子ども達のなかにも文字を書くことに苦労している子がいるのではないかと思います。そのため、今後は常時タブレットで授業を受ける体制等も考えていく必要があるのではないかと思います。現在は子ども達が一斉にタブレットを使う時間があると思いますが、どの時間もタブレットを使って授業をすることで理解が進む子もなかにはいるのではないのでしょうか。そのような活用についても今後、新庄市教委として考えていく必要があるのかなと思ったところでした。

(学校教育課長) 多様な特性をもった子どもがいる中で、子ども達一人一人の学ぶ力を伸ばすためにも、委員がおっしゃられたようなタブレットの活用等を含めて、個別最適な学びの実現という部分において大変必要なことかなと思っております。また、近年はタブレットのような情報機器をツールとして必然的に使わなければいけない状況になっているかと思えます。全国学力学習状況調査も今年度、中学校の理科においては CBT 化が行われ、タブレットで問題の回答を行っております。また、2027 年度からは、小学校においてもすべて CBT 化を行うことが計画されており、子ども達がタブレットを使って答えを入力することとなることが想定されますので、日常的な活用、そして個に応じた活用という部分について、教育委員会でも他の市町村の先進的な取り組みを研究しながら進めてまいりたいと思えます。

(委員) 情報教育について、子どもの保健の教材を見せてもらったら、交通安全や防災に関する幅広い内容を勉強しているようでした。保健の中で、情報に関する危険性などといった指導は今の教科書に含まれているのでしょうか。

(学校教育課長) SNS 等の情報モラルについては、各教科領域のうち、特に道徳や家庭科、保健、場合によっては社会科の人権や法律の学習など、様々な教科の中で扱う場面があるようになっております。

(委員) 事業一覧のなかに、児童生徒の個別指導支援事業と教育支援という項目があったのですが、色々な性質を持つお子さんがいるなかで、それぞれに合った指導ができれば良いなと思ったのですが、それぞれの性質を見つけたり見極めるための活動は就学時健診だけなのか、その前後にも行われているのかどうか伺いたいです。

(学校教育課長) 子ども達の学習上で必要な支援は担任が授業している中で見えてくることもあるかと思えますし、本市でお願いしています三浦教授による巡回相談等によってのスクリーニング、それらを勘案しまして、必要なお子さんには様々な検査を実施し、その検査の結果によっては必要な支援を行っているところです。また、来年度から始まる5歳児健診も含めて、早期からの対応が非常に大切な部分かと思っておりますので、継続的な支援と、その時その時の必要に応じた支援というところをあわせて、お子さん方には個別の支援計画等も含めて対応させていただいているところです。

(教育長) 特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第6号、令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、提案のとおり承認されました。

7. その他

なし

8. 閉会

午前10時12分、2月の定例教育委員会を閉会する。

3月臨時教育委員会を、3月9日(木)午前8時40分より教育長室で開催することを確認した。